

被災者住宅再建支援事業費補助金について

東日本大震災により居住する住宅が全壊又は解体した世帯が、陸前高田市内で住宅を再建する場合、その建設又は購入費用の一部を補助します。

1 対象となる方

次の2つの要件をいずれも満たしている方（世帯主）

- (1) 東日本大震災により居住する住宅が全壊又は解体して、被災者生活再建支援金の基礎支援金を受給した方
- (2) 陸前高田市内に自宅を建設又は購入して、被災者生活再建支援金の加算支援金（建設・購入）を受給した方

2 対象となる内容

陸前高田市内における自ら居住する住宅の建設又は購入
（平成23年3月11日以後に契約したもの）

3 補助金額

岩手県内において被災された世帯		岩手県外において被災された世帯	
複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
200万円	150万円	100万円	75万円

4 申請に必要な書類等

- (1) 被災者住宅再建支援事業費補助金交付申請書（指定様式）
- (2) (公財)都道府県センターからの被災者生活再建支援金（加算支援金）支給通知書
- (3) 申請者（世帯主）の印鑑と振込口座の通帳
- (4) (市外で被災された方は)加算支援金申請時に添付した住宅購入等の契約書の写し

5 申請期限

令和5年3月31日（令和5年3月31日までに工事が完了すること）

【申請窓口】

陸前高田市 建設部 復興支援室

陸前高田市高田町字下和野100 市役所4階

Tel0192-54-2111(代表)

受付時間 8:30~17:15 ※土日、祝日、年末年始を除く

★Q&A

質 問	回 答
市外で新たに住宅を建設する予定ですが、補助金の対象にはなりますか？	岩手県内で住宅を建設又は購入する場合は、補助金の対象となります。申請手続き等の詳細は、建設又は購入する住宅の所在地の市町村にお問い合わせください。なお、県外で住宅を建設又は購入する場合は、この補助金の対象とはなりません。
県外で被災して、市内に住宅を建設したのですが、補助金の対象になりますか？	対象となります。ただし、補助金額については、複数世帯100万円、単数世帯75万円となります。
対象になるのは、り災の程度が全壊の住宅だけですか？	全壊のほか、半壊等でやむを得ず住宅を解体した世帯も対象となります。
交付申請書などの様式は、どこで入手できますか？	様式は、市申請窓口で配布しているほか、市ホームページからもダウンロード可能です。
補助金交付申請は、どのタイミングで行えばいいですか？	被災者生活再建支援金（加算支援金）の支給通知書が(公財)都道府県センターから届きましたら、申請してください。
双方被災にあった複数世帯が、共同で住宅の建設又は購入をする場合は、それぞれの世帯で補助金の交付申請ができますか？	可能です。ただし、建設又は購入の契約書が連名となっている必要があります。
郵送による補助金の交付申請は可能ですか？	可能です。
補助金交付申請から、交付されるまでの手続きについて教えてください。	①補助金交付申請（申請者→市） ②補助金交付決定（市→申請者） ③補助金請求（申請者→市） ④補助金振込（市→申請者）
補助金は、住宅の建設工事が完了後に支払われるのですか？	補助金は、(公財)都道府県センターから被災者生活再建支援金の加算支援金（建設・購入）の入金確認後の支払いとなっており、建設工事完了前に支払われる場合もあります。